

## 金森中央町内会細則(規定)

金森中央町内会規則（規定）に従い、運営の基準とする。  
 但し情勢の変化に伴い委員会に於いて修正、改正することができる。

※ 町内会長選考規定

会長選考については、任期満了の前月に選考委員会において選出し、総会の承認を求める

§ 選考委員会の構成

各区副会長各 1 名	……………	3 名、但し必要な場合は増やすことが出来る	
会 計 1 名	……………	1 名	
書 記 1 名	……………	1 名	
各区運営委員代表 1 名	……………	3 名	
顧 問	……………	1 名	
相談役	……………	1 名	合計 10 名

選考委員会の招集は、年長副会長が行う

(昭和 54 年度より実施)

※ 副会長・会計監査の推薦及び選出規定

この規定は、副会長・会計監査の推薦ならびに委員選出について規定する。

- § 副会長 …………… 副会長は、2 年目の 3 月中に区内の委員及び必要に応じ三役経験者を招集し次期副会長を推薦する。  
但し、再任を妨げない。
- § 会計監査 …………… 副会長は、2 項に準じて会計監査 1 名を選出する。  
但し、再任を妨げない。
- § 委 員 …………… 委員は、2 年目の担当地域の組長を招集し、次期委員を選出する。  
但し、再任を妨げない。

※ 役員謝礼規定

この規定は、金森中央町内会会則第 3 章第 12 条に基づき規定する。

- § 謝礼額 ……平成 26 年度より従来の謝礼額より 20%減額し役職によって下記の通りとする。  
 ……**会計・書記の作業分担見直しにより増額とし下記の通りとする。**

役 職 名	謝礼額(年間)	支 払 い 時 期	備 考
会 長	40,000 円	原則として 2 月中	
副 会 長	22,000 円	〃	
会 計	22,000 円	〃	
書 記	20,000 円	〃	
会 計 監 査	8,000 円	〃	
運 営 委 員	10,000 円	〃	
組 長	2,500 円	〃	
事 業 協 力 委 員	2,500 円	〃	

防犯推進員については、平成 25 年 11 月より開始したボランティアの防犯パトロール隊に統合する

- § 報酬額の改訂は委員会で検討し、総会に於いて予算計上し承認をえるものとする。

(昭和 61 年 4 月 1 日より実施)  
 (平成 15 年 4 月 1 日一部改定)  
 (平成 18 年 4 月 1 日一部改定)  
 (平成 19 年 4 月 1 日一部改定)  
 (平成 26 年 4 月 1 日一部改定)  
 (2023 年 4 月 9 日一部改定)

※ 表彰規定

この規定は、金森中央町内会会則第 1 章第 2 条に基づき規定する。

§ 表彰区分 …… 表彰は一般表彰と役員表彰に区分する。

(1) 一般表彰 (イ) 一般表彰 …… 会員が会則第 2 条に基づく事項について、功労があった場合。  
町内会に対して、特別寄付金（物品）等があった場合。但し 30 万円以上。  
会長が委員、顧問、相談役を招集し、内容を十分検討し表彰する。

(ロ) 長寿表彰 …… 別記の事項①該当する会員。

(2) 役員表彰 …… 役員表彰は別記の事項②を参考として、委員会で検討し表彰内容を決定する。

(昭和 61 年 4 月 1 日より実施)  
(平成 3 年 4 月 1 日一部改定)  
(平成 3 年 4 月 1 日一部改定)  
(平成 3 年 8 月 18 日一部改定)  
(平成 5 年 4 月 1 日一部改定)  
(平成 15 年 4 月 1 日一部改定)  
(平成 19 年 4 月 1 日一部改定)

§ 別記事項①

(1) 一般表彰 (ロ) 長寿表彰 次項に該当する会員には、町内会にて表彰する。

受賞資格 (1) 金森中央町内会に居住し、会員の資格を得て満 10 年を経過している者

(2) 当該年 1 月 1 日より 12 月 31 日までに満 80 歳に達する者。

(平成 5 年 85 歳以上・平成 6 年は 85 歳以上平成 7 年は 81 歳以上)

表彰期日 原則として翌年 1 月 1 日とする。

表彰内容 表彰状及び記念品 (5, 000 円)

方 法 町内会役員が被表彰者の家庭を訪問し表彰する。

該当者の調査方法は 10 月中に町内会回覧によりお知らせし、組長を通じ各（家庭）所定用紙にて申請して頂く。

資格審査 所定用紙にて申請された会員は、町内三役にて申請内容を十分検討する。  
(民生委員の同席をお願いする事も有る)

該当者に対し 12 月中までにお知らせする。

表彰形式 別紙による。 (平成 15 年 4 月 1 日一部改定)

別記次項②

(2) 役員表彰

役 職 名	任 期	表 彰 の 内 容 (原則)
会 長	2 期 (4 年)	感謝状と記念品 (額) 他に 20, 000 円相当
副会長または会計・書記・会長	3 期 (6 年以上)	感謝状と記念品 (額) 他に 30, 000 円相当
副会長または会計・書記・会長	5 期 (10 年以上)	感謝状と記念品 (額) 他に 50, 000 円相当
顧問・相談役・会計監査	2 期 (4 年以上)	感謝状と記念品 (額)
委員と副会長または会計・書記 副会長または会計・書記	3 期 (6 年)	感謝状と記念品 (額) 他に 10, 000 円相当
委員と副会長または会計・書記 副会長または会計・書記	4 期 (8 年)	感謝状と記念品 (額) 他に 20, 000 円相当
副会長または会計・書記	1 期 (2 年)	感謝状と記念品 (額)
副会長または会計・書記	2 期 (4 年)	感謝状と記念品 (額) 他に 5, 000 円相当
委 員	2 期 (4 年)	感謝状と記念品 (額)
委 員	3 期 (6 年以上)	感謝状と記念品 (額) 他に 5, 000 円相当

※ 役員見舞い規定

会長・副会長・会計・書記・委員・会計監査・顧問・相談役にして入院 3 週間を越える時、見舞金 5, 000 円とする。

但し、緊急の場合は、期間についてはこの限りでない。

※ 会員の弔慰規定

会員及び同居家族の死亡の時は、5,000円の弔慰金（香典）を霊前に供える。

(昭和56年4月1日より実施)

(平成3年4月1日一部改定)

(平成15年4月1日一部改定)

※ 公会堂及び備付け物品使用規定

別紙による

(注)平成6年10月1日摘要の金森中央会館使用規定第4条により定めた、別表1使用料金表による

※ 金銭物品等の寄付受納に関する規定

この規定は、金銭・物品等の寄付を受納した場合に適用し、次の手続きによる物とする。

§ 受納台帳 …… 受納台帳を整備し寄付を受納した場合は、速やかに金銭又は物品名・寄付者氏名・寄付年月日を台帳に記録する。

受納台帳の記入及び保管は、町内会長とする。

§ 掲 示 …… 受納台帳に記入後、速やかに公会堂内（会館内）に掲示する。

掲示期間は10年間とする。

§ 金銭寄付 …… 金銭の用途については、寄付者の意図を考慮し委員会に図り決定する。

§ 物品寄付 …… 物品は用途に応じ有効に使用する。

故障、破損等により、使用不能又は古くなり使用していない物品は委員会に図り処分する。

(平成1年2月19日より実施)

※ 町内会掲示板・町内会回覧に関する規定

§ 掲示板については 町内会・町内会協力団体・官公庁の広報・通知・依頼

文書で 特定の営利活動・宗教活動・政治活動・公序良俗に反しないものを承認することとする。

(平成20年3月99日より実施)

